

令和 8 年度

町民税・県民税・森林環境税特別徴収のしおり

明 和 町

市町村コード 105228

目 次

特別徴収義務者 様

群馬県明和町長

令和8年度 町民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者指定について

日頃より、明和町の税務行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度の町民税・県民税・森林環境税につきまして、地方税法第321条の4及び明和町条例第45条の規定により貴事業所を特別徴収義務者として指定し、その事務取扱をお願いすることになりました。

つきましては、関係書類を送付いたしますので、徴収および納入について、ご協力をお願い申し上げます。

◎お願い

令和8年度町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書（納税義務者への通知書）は、速やかに各納税義務者へお渡しいただきますようお願いいたします。

●「給与所得者異動届出書」についてお願い

当初にお送りする税額通知書は、4月21日（火）までに到着した「給与所得者異動届出書」（以下「異動届」といいます。）に基づいて作成しております。退職された方が税額通知書に含まれている場合は、次の手続きをお願いいたします。

（1）異動届が未提出の場合

異動届を至急、「税務課」までご提出ください。

（2）4月22日（水）以降に異動届を提出した場合

該当の方の異動届を、5月12日（火）から順次処理した上で、特別徴収税額の変更通知書を送付しますので、ご確認ください。

◎お問い合わせ先

群馬県邑楽郡明和町新里 250 番地 1

明和町役場 税務課

TEL0276-84-3111

1	お知らせ	2
2	特別徴収の事務について	
	(1) 納税義務者への通知書の交付	4
	(2) 特別徴収税額の徴収および納入	4
	(3) 納期の特例（年2回納入）について	4
	(4) 納期限までに月割額を納入しなかった場合	4
	(5) 取扱金融機関等	4
	(6) 特別徴収税額の変更	4
	(7) 従業員の異動（退職・休職・転勤等）について	4
	(8) 退職・休職者等の徴収方法（一括徴収等）について	4
	(9) 事業所の所在地、名称等に変更がある場合	4
	(10) 特別徴収税額通知の受取方法に変更がある場合	4
	(11) 普通徴収から特別徴収への切替え（入社・本人希望等）について	4
	(12) 納入書について	5
3	退職所得にかかる特別徴収について	5
4	電子申告（eTAX）のご案内	6
5	特別徴収関係書類のご案内	
	・普通徴収切替理由書	6
	・特別徴収への切替依頼書	7
	・給与所得者異動届出書	11
	・特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書	17
	・特別徴収税額通知の受取方法変更通知書	21
	・町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期特例に関する申請書	23
	・町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期特例の要件を欠いた場合の届出書	25
6	ゆうちょ銀行・郵便局での納入にあたって	
	・ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	27

1 お知らせ

群馬県と県内市町村は、平成 29 年度から原則として全ての事業主の方に特別徴収義務者の指定を実施しています。

<例外として普通徴収が認められる場合>

次の理由【普A～普F】に該当する場合には、「普通徴収切替理由書」(6 頁)を給与支払報告書と併せて明和町に提出することにより、例外的に普通徴収が認められます。

普A 事業所の総従業員数が2人以下

(他の市区町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B～普Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数)

普B 他の事業所で特別徴収

普C 給与が少なく税額が引けない

普D 給与の支払が不定期(例：給与の支払が毎月でない)

普E 事業専従者(個人事業主のみ対象)

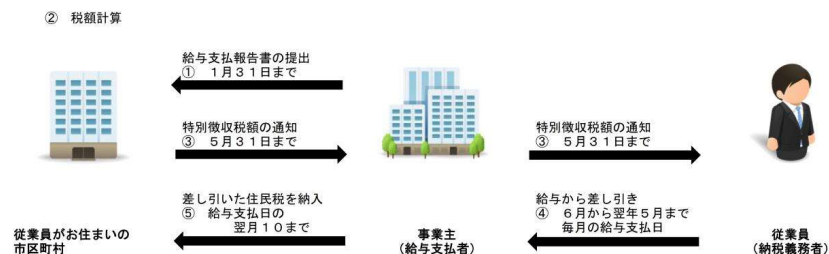
普F 退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者

・普Fの休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない方です。

<特別徴収事務の流れ>

給与所得に係る特別徴収事務の主な流れは、下図のとおりです。

- 1月31日までに、給与支払報告書を提出(普通徴収に該当する方がいる場合には「普通徴収切替理由書」(6頁)の提出が必要です。)
- 5月31日までに、特別徴収税額決定通知書を受け取り、従業員に配付
- 毎月の給与支払日に、特別徴収税額を従業員の給与から差し引き
- 給与支払日の翌月10日までに、差し引いた税額を市区町村に納入



- 特別徴収税額決定通知書は、特別徴収義務者用(会社用)と納税義務者用(ご本人用、圧着式)の2種類があります。

【特別徴収義務者用】(令和7年度までの見本)

令和 7 年度 給与所得に係る町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用) 息塚郡明和町

370-0708 群馬県息塚郡明和町第250番地1

特別徴収税額		1909700		課税人員		徴収税人員	
月	税額	月	税額	人数	種別	人数	種別
1月	158900	1月	158900	1	個人	1	個人
2月	158900	2月	158900	1	個人	1	個人
3月	158900	3月	158900	1	個人	1	個人
4月	158900	4月	158900	1	個人	1	個人
5月	158900	5月	158900	1	個人	1	個人
6月	158900	6月	158900	1	個人	1	個人
7月	158900	7月	158900	1	個人	1	個人
8月	158900	8月	158900	1	個人	1	個人
9月	158900	9月	158900	1	個人	1	個人
10月	158900	10月	158900	1	個人	1	個人
11月	158900	11月	158900	1	個人	1	個人
12月	158900	12月	158900	1	個人	1	個人
合計	1909700	合計	1909700	12	個人	12	個人

納税者情報: 氏名 〇〇〇〇 住所 〇〇〇〇 年齢 43 性別 男 所得区分 1 特別徴収税額 1909700 納税者用印

事業主情報: 会社名 株式会社 〇〇工業 代表者 〇〇〇〇 住所 〇〇〇〇 電話 〇〇〇〇〇〇〇〇

1 / 1 (1) 息塚郡明和町 株式会社 〇〇工業 課

納税義務者の給与から差し引く毎月の金額が記載されています。納入時に必要ですので、大切に保管してください。

<<通知の内容について>>

- ①事業所が納入する納税義務者全員の月別の合計金額が記載されています。
- ②納税義務者個人の月別の金額が記載されています。

2 特別徴収の事務について

(1) 納税義務者への通知書の交付

同封いたしました「特別徴収税額の決定通知書」(納税義務者用)は各納税義務者に速やかに交付してください。納税義務者がすでに退職・転勤等で交付できない場合には、11頁の「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」提出の際に併せてご返送ください。

(2) 特別徴収税額の徴収および納入

特別徴収義務者は、「特別徴収税額の決定通知書」(特別徴収義務者用)に記載してある各納税義務者の月割額を、6月から翌年5月までの毎月の給与を支払う際に徴収してください。

徴収した月割額の合計額は、同封の「納入書」等により、翌月10日まで(土・日曜日、祝日に当たるときは、翌日又は翌々日の金融機関の営業日)に右記の取扱金融機関等から納入してください。

なお、ゆうちょ銀行・郵便局については、関東都県及び山梨県内以外に所在の支店・郵便局を利用して納入される場合は、「指定通知書」に年月日及びゆうちょ銀行名(郵便局名)を記入して、ゆうちょ銀行(郵便局)窓口へ提出してください。

(3) 納期の特例(年2回納入)について

給与の支払いを受ける人が常時10人未満である場合には、毎月徴収した税額を年2回の納期で納入することができる「納期の特例」制度があります。

特例の適用には、町長の承認が必要です。

「特別徴収税額の納期特例に関する申請書」は、23頁に掲載しています。書き方等は24頁の納期の特例申請についての注意事項をお読みください。

(4) 納期限までに月割額を納入しなかった場合

納期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、納入すべき税額に次の表の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。詳細は、明和町役場税務課までご連絡ください。

※延滞金の計算方法

納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるときはその端数金額を、金額が2,000円未満であるときは、全額を切り捨てます。)に延滞金特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合)に年7.3%の割合を加算した割合(年14.6%を限度)(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(年7.3%を限度))を乗じて計算した金額を納めていただきます。

ただし、計算された延滞金に100円未満の端数があるときはその端数金額を、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。

(5) 取扱金融機関等

●明和町役場会計課

(平日午前8時30分から午後5時15分まで ※月曜日は午後7時15分まで)

●次の金融機関の国内本支店

群馬銀行 足利銀行 東和銀行 桐生信用金庫 館林信用金庫

中央労働金庫 邑楽館林農業協同組合

ゆうちょ銀行・郵便局(関東都県及び山梨県内に所在)

(6) 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を変更する必要がある場合や新規に課税する場合には「特別徴収税額の決定・変更通知書」を送りますので、以後は変更後の月割額によって徴収及び納入をしてください。なお、納入書は再送付いたしませんので、当初の納入書の金額を訂正して納入してください。(訂正の仕方については右に記載)

(7) 従業員の異動(退職・休職・転勤等)について

納税義務者(従業員)に退職・休職及び転勤等の異動があった場合は、異動があった日の月末までに、「給与所得者異動届出書」をご提出ください。届出書の提出が遅れますと、滞納として督促状が発送される場合があります。届出書の用紙は町のホームページよりダウンロードしていただくか、11頁をコピーしてお使いください。

(8) 退職・休職者等の徴収方法(一括徴収等)について

- ・退職等が、6月1日から12月31日までの場合
特別徴収できなくなった税額は、普通徴収(個人での納付)へ切替えとなります。納税義務者本人からの申し出があった場合、一括徴収もできます。
- ・退職等が、翌年1月1日から4月30日までの場合
その年の5月31日までの間に支払われる給与又は退職手当等が特別徴収できなかった税額よりも大きいときは、**本人の申し出の有無に関わらず一括徴収しなければなりません(死亡退職を除く)。**

(9) 事業所の所在地、名称等に変更がある場合

事業所の所在地、名称等に変更が生じた場合は、17頁の「給与支払者(特別徴収義務者)の所在地・名称変更届出書」に必要事項を記入し、提出してください。

(10) 特別徴収税額通知の受取方法に変更がある場合

特別徴収税額通知の受取方法に変更が生じた場合は、21頁の「特別徴収税額通知の受取方法変更届出書」に必要事項を記入し、提出してください。なお、当初にお送りする税額通知は、4月21日までに到着した届出書に基づいて作成しております。

(11) 普通徴収から特別徴収への切替え(入社・本人希望等)について

普通徴収から特別徴収に切替える場合は、7頁の「特別徴収への切替依頼書」と、納税義務者本人の普通徴収の納付書(納期未到来分)を提出してください。なお、普通徴収の税額決定通知書は本人保管となるため提出不要です。

※納期が過ぎている普通徴収税額は、特別徴収に切替えできません。

※普通徴収の納付方法が口座振替になっている方や、4月1日現在、公的年金等を受給されている65歳以上の方については給与からの特別徴収にはできない場合がありますので事前にお問い合わせください。

(12) 納入書について

・納入金額に変更がある場合（例1）

印字されている納入金額(1)の欄の金額と納入すべき金額が異なる場合は、各票の納入金額(1)の欄の金額を横線で抹消し、各票の納入金額(2)の欄に変更した税額の内訳と合計額にそれぞれ記入してください。

・退職所得分を納入する場合（例2）

納入書表面の納入金額を訂正し、裏面にある「納入申告書（退職所得分）」を記入してください。

なお、退職者の勤続年数を裏面に記入していただきますようお願いいたします。

・予備の納入書（白紙）の使用法

各票の年（和暦）、月分と(2)の欄を記入してください。

※数字の書き方等について

- 1 「¥」、「金」等は記入しないでください。
- 2 枠からはみださないように記入してください。
- 3 筆記具は黒のボールペンをご使用ください。

金額欄の記入例

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(例1) 納入金額に変更がある場合

市区町村コード 1 0 5 2 8	口座番号 00140-7-960418	加入者名 邑楽郡明和町会計管理者
年 月 分 □ □ □ □	指定番号 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	納入金額(1) 30,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	退職所得分	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	延滞金	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
納期限	訂正のない場合は記入が不要	
	合計額	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

(例2) 退職所得分を納入する場合

市区町村コード 1 0 5 2 8	口座番号 00140-7-960418	加入者名 邑楽郡明和町会計管理者
年 月 分 □ □ □ □	指定番号 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	納入金額(1) 35,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	退職所得分	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	延滞金	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
納期限	訂正のない場合は記入が不要	
	合計額	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

3 退職所得にかかる特別徴収について

退職所得の支払がある際には、他の所得と区分して町民税・県民税を計算及び特別徴収し、翌月10日までに納入してください。納入書については、前頁をご覧ください。また、「退職所得納入明細通知書」を作成し、明和町役場へ送付してください。

●退職所得にかかる町民税・県民税の計算方法

・退職所得の金額 = (退職金 - 退職所得控除額) × 1/2
(1,000 円未満の端数切捨て)

※勤続年数が5年以内の法人役員等については、2分の1を乗じる措置はありません。

・退職所得の金額 × [町民税6%、県民税4%]
= 特別徴収すべき税額 (町民税額、県民税額)

※特別徴収すべき税額 (町民税額、県民税額) に、100 円未満の端数がある場合は、それぞれ100 円未満の端数を切り捨てます。

退職所得控除額

- ・勤続年数が20年以下的の場合
40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
- ・勤続年数が20年を超える場合
80万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

4 電子申告（eL TAX）のご案内

明和町では「住民税の電子申告システム（eL TAX）」により、給与支払報告書・異動届等の提出を受け付けております。

【ご利用開始のための手続き】

- ①ご自宅やオフィスからインターネットで申告できます。
- ②複数の地方公共団体へまとめて一度に送信できます。
- ③市販の eL TAX 対応税務・会計ソフトウェアで作成した申告データも使用できます。
- ④eL TAX 用ソフト（PCdesk）で申告書作成が簡単にできます。

eL TAX のサービスを利用するためには、所定の手続きが必要です。詳しくは eL TAX ウェブサイトをご覧ください。

※申請してから、ご利用になるまで数日間かかります。

eL TAX ホームページ <http://www.eltax.jp/>

【お問い合わせ先】

eL TAX ヘルプデスク 0570-081459
03-5500-7010（上記の電話番号がつかない場合）

受付時間：午前8時30分 ～ 午後5時
（土曜日・日曜日・祝祭日・12/29～1/3 を除く）

普通徴収切替理由書 兼 仕切書

年 月 日提出		
市 町 村 名		指 定 番 号
特 別 徴 収 者 名		

符号	普通徴収該当理由	人数
普 A	総受給者数が2人以下の事業者（総受給者数＝「受給者総人数」－「下部B～F該当人数」）	人
普 B	他の事業所で特別徴収が行われている者（乙欄該当者）	人
普 C	給与が少なく税額が引けない者（年間の給与支給総額が93万円以下）	人
普 D	給与の支払が不定期である者	人
普 E	事業専従者（給与支払者が個人事業主の場合のみ対象）	人
普 F	退職者（休職者を含む）及び退職予定者（5月末日まで）	人
普通徴収対象者合計人数（総括表の「普通徴収者」欄の人数と一致します。）		人

- ※ この切替理由書は、当面、普通徴収を認める基準（普A～普F）を示すものです。
- ※ 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず上記符号（普A～普F）を記入してください。
- ※ 符号「普C」の（ ）内の「年間の給与支給額」は93万円となります。
- ※ eL TAXで提出する場合も同様に個人別明細書の摘要欄に上記符号を入力し、「普通徴収」欄にチェックしてください。（当理由書の提出は不要です。）
- ※ この普通徴収切替理由書の提出がない場合は、原則どおり特別徴収対象者となります。
- ※ 符号「普F」欄の退職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払いを受けていない場合に限ります。

普通徴収切替理由書兼仕切書の記載にあたっての留意事項

1. この「普通徴収切替理由書兼仕切書（以下「切替理由書」という）は、当面、普通徴収を認める基準を示すものです。
2. 上記理由（普A～普F）に該当する場合は、特別徴収義務者からの申請に基づき、当分の間、例外として普通徴収とすることができます。
3. 普通徴収に該当する者がいる場合は、給与支払報告書と一緒にこの切替理由書を提出してください。（切替理由書の提出がない場合は「特別徴収」となります。）
また、普通徴収に該当する者の「給与支払報告書（個人別明細書）」の摘要欄に、必ず上記符号（普A～普F）を記入してください。
4. 符号「普C」の（ ）内の「年間の給与支給額」は93万円となります。
5. eL TAXで提出する場合も同様に個人別明細書の摘要欄に上記符号を入力し、「普通徴収」欄にチェックしてください。（当理由書の提出は不要です。）
6. 符号「普F」欄の退職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払いを受けていない場合に限ります。

特別徴収への切替依頼書

提出先 明和町役場 税務課

年 月 日 (依頼先) 明和町長	給(特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者指定番号 <small>いずれかを○で囲んでください。</small>	新規 既存	
		フリガナ											担当者	係	
		名称												フリガナ	
		代表者の職氏名												氏名	
		法人番号													

納税者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	1月1日現在の住所	明和町
切替依頼書提出理由	<input type="checkbox"/> 入社したため (月 日) <input type="checkbox"/> その他 ()	

特別徴収開始月	左の者について、普通徴収の ※ 該当期に○印をつけてください。 1・2・3・4 期・ 月随時 分を (注1) 当社で 月分 より特別徴収します。 (納期限は翌月10日となります。)									
	月割額の連絡	※該当の番号に○印をつけてください。 <table border="1" style="width:100%"> <tr> <th colspan="2"></th> <th>月割額</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>特別徴収税額通知書にて確認 → 翌月5日頃発送(注2)</td> <td>月分 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>明和町役場税務課へ電話確認済 → 右の月割額欄に御記入ください。</td> <td>月分以降 円</td> </tr> </table>			月割額	1	特別徴収税額通知書にて確認 → 翌月5日頃発送(注2)	月分 円	2	明和町役場税務課へ電話確認済 → 右の月割額欄に御記入ください。
		月割額								
1	特別徴収税額通知書にて確認 → 翌月5日頃発送(注2)	月分 円								
2	明和町役場税務課へ電話確認済 → 右の月割額欄に御記入ください。	月分以降 円								

明和町役場 使用欄 ※ 明和町役場税務課で使用しますので記入しないでください。						
【納通・納付書添付】 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 一部 (納通・全・随・1・2・3・4)						
【口座確認】 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> FAX済 (/) <input type="checkbox"/> コピー済 (/)						
【納通引抜】 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> FAX済 (/) <input type="checkbox"/> コピー済 (/)						
宛名番号						
整理番号						
<table border="1" style="width:100%"> <tr> <td>普通徴収税額</td> <td>普通徴収納付済額</td> <td>特別徴収切替額</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	普通徴収税額	普通徴収納付済額	特別徴収切替額			
普通徴収税額	普通徴収納付済額	特別徴収切替額				
処理日						

(注1) 普通徴収の納期限が過ぎていないものについて、特別徴収へ切り替えることができます。二重納付防止のため、納税者宛に送付された普通徴収の納付書がある場合は同封してください。

(注2) 明和町役場税務課に月末までに届かない場合、翌月10日までに通知できないことがあります。

特別徴収への切替依頼書

明和町の特別徴収義務者指定番号がない場合は、「新規」に○をして指定番号欄は空欄にします。

××年×月×日
(依頼先)
明和町長

給 (特別 徴収 義務 者)	所在地	〒 370-0708	特別徴収義務者指定番号 いずれかを○で囲んでください。	新規 既存	9999999
	フリガナ	群馬県邑楽郡明和町新里〇〇番地	担当者	係	人事労務課
	フリガナ	カズシキガイシャ シカクシカクコウギョウ		フリガナ	メイワ ハナコ
	名称	株式会社 □□工業		氏名	明和 花子
	代表者の職氏名	代表取締役 特徴 太郎		電話	0276 (84) ××××
	法人番号				

納 税 者	フリガナ	メイワ アキコ
	氏名	明和 昭子
	生年月日	昭和60年 4月 1日
	1月1日現在の住所	明和町 中谷〇〇番地
切替依頼書提出理由	<input checked="" type="checkbox"/> 入社したため (6 月 1 日) <input type="checkbox"/> その他 (該当欄に○印)	

左の者について、普通徴収の 1 2 3 4 期・ 月 随時 分を (注1)

※ 該当期に○印をつけてください。

特別徴収開始月

当社で **7** 月分より特別徴収します。
 給与からの差引きを開始する月 納期限は翌月

月割額連絡

※ 該当の番号に○印をつけてください。

1 特別徴収税額通知書 → 翌月5日頃発送
 2 明和町役場税務課へ電 → 右の月割額欄に御い。

横浜市特別徴収センター使用欄
 ※ 横浜市特別徴収センターで使用しますので記入しないでください。

【納通・納付書添付】
 全部 無
 一部 (納通・全・随・1・2・3・4)

【口座確認】
 不要
 FAX済 (/)

●期について
 納期限が過ぎていない普通徴収の期を切替えることができます。
 全て特別徴収にする場合は1~4に○
 3・4期分を切替える場合は3と4に○
 ※ 随時月も同様

●開始月について
 税額通知書で通知した翌月以降の開始になります(スケジュールは注2を参照してください。)

(注1) 普通徴収の納期限が過ぎていないものについて、特別徴収へ切り替えることができます。二重納付防止のため、納税者宛に送付された普通徴収の納付書がある場合は同封してください。

(注2) 明和町役場税務課に月末までに届かない場合、翌月10日までに通知できないことがあります。

普通徴収税額

※ 処理 事項	1 現年度	2 新年度	3 両年度
	コピー		

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

【1】異動があった場合は、速やかに提出してください。

年 月 日 (届出先) 明和町長	給(特別徴収義務者)	所在地	郵便番号				
		フリガナ	フリガナ				
		名称	フリガナ				
		代表者の職氏名	フリガナ				
		個人番号又は法人番号					
給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額	異動年月日	異動の事由
フリガナ			円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	年 月 日	<input type="checkbox"/> 1 退職(普・障) <input type="checkbox"/> 2 転 勤 <input type="checkbox"/> 3 合 併 <input type="checkbox"/> 4 休職(育休等) <input type="checkbox"/> 5 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 6 死 亡 <input type="checkbox"/> 7 会社解散・廃業 <input type="checkbox"/> 8 住所誤報 <input type="checkbox"/> 9 その他(特別徴収不可)
氏名							<input type="checkbox"/> 1 特別徴収継続(転勤) <input type="checkbox"/> 2 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3 普通徴収
生年月日							残税額を本人から徴収してまとめて納入 1月以降は必須
個人番号							<input type="checkbox"/> 3 普通徴収 (本人が納付書で納付)
1月1日現在の住所							異動後の未徴収税額の徴収
給与の支払を受けなくなった後の住所							下段届出書[3]は新勤務先で記載

【2】一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

(注)1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、一括徴収することが義務づけられています。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	
<input type="checkbox"/> 1 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出) <input type="checkbox"/> 2 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため		月 日	円	円
一括徴収できない理由(1/1~4/30の間の退職者等)				
<input type="checkbox"/> 1 5月31日までに支払われる給与又は退職手当がない、又は未徴収税額より少ないため <input type="checkbox"/> 2 その他 理由()		月 日	円	円

(注)「9 その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。		1月1日以降退職時までの給与支払金額
<input type="checkbox"/> 1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	円
<input type="checkbox"/> 2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が93万円以下)	円
<input type="checkbox"/> 3 (普D)	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	円
<input type="checkbox"/> 4 (普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)	円
		控除社会保険料額
		退職手当等の支払額(支払予定額)
		円
		勤続年数
		年

(注)事業所及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替は、原則できません。

【3】転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月分から 月割額 円 を徴収し納入します。	給(特別徴収義務者)	所在地	郵便番号				
		フリガナ	フリガナ				
		名称	フリガナ				
		代表者の職氏名	フリガナ				
		個人番号又は法人番号					
特別徴収義務者指定番号			特別徴収義務者指定番号			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 既存 ※	
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号			連絡者の係及び氏名並びにその電話番号			係 氏名 電話	
経 理 責 任 者 氏 名			経 理 責 任 者 氏 名			係 氏名 電話	

明和町役場税務課に月末までに届かない場合、翌月10日までに通知できないことがあります。明和町ホームページからもダウンロードできます。

御注意

5 4 3

1 宛名番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段(1)の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

3 ただし、給与所得者の欄の個人番号は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、給与支払者の欄の個人番号は前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では下段(3)転勤等による特別徴収届出書の事項を記載し、一月一日現在の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。

4 ※印の欄は届出者において記載する必要はありません。黄色の部分に記載するとともに、該当する□にチェックをしてください。

5 黒のボールペン又はペンで記載してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

提出先 明和町役場 税務課
〒370-0795 群馬県邑楽郡明和町新里250番地1

※ 処理事項	1 現年度 コピー	2 新年度	3 両年度
税額通知書に記載されている指定番号・宛名番号を書いてください。	特別徴収義務者指定番号 9999999	宛名番号 15	
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係 人事労務課	氏名 明和 花子	電話 0276 - 84 - XXXX
異動後の未徴収税額の徴収	下段届出書(3)は新勤務先で記載		
<input type="checkbox"/> 1 特別徴収 継続(転勤)	一括徴収した税額は ___ 月分(___ 月 ___ 日納期限分) で納入します。 (注)一括徴収の場合は必ず記載してください。中殿(2)も記載してください。		
<input type="checkbox"/> 2 一括徴収 残税額を本人から徴収してまとめて納入 1月以降は必須	後日、明和町役場から本人あてに納付書を送付します。		
<input checked="" type="checkbox"/> 3 普通徴収 (本人が納付書で納付)			
(注)「9 その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。	1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	1月1日以降退職時までの給与支払金額 1,200,000 円	
<input type="checkbox"/> 1 (普B)	2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が93万円以下)	控除社会保険料額 60,000 円	
<input type="checkbox"/> 2 (普C)	3 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	退職手当等の支払額(支払予定額) 700,000 円	
<input type="checkbox"/> 3 (普D)	4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)	勤続年数 3 年	
<input type="checkbox"/> 4 (普E)			

[1]異動があった場合は、速やかに提出してください。

XX年 ○月 △日 (届出先) 明和町長	給(特別徴収義務者) 所在地 370 - 0708 群馬県邑楽郡明和町新里〇〇番地 名称 株式会社 〇〇工業 代表者の職氏名 代表取締役 特徴 太郎 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3
フリガナ メイワ アキコ 氏名 明和 昭子 生年月日 昭和60年 4月 1日 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1月1日現在の住所 邑楽郡明和町中谷〇〇番地 給与の支払を受けなくなった後の住所	(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000 円 (イ) 徴収済額 35,600 円 (ウ) 未徴収税額 104,400 円 異動年月日 XX年 8月 31日

普通徴収 記載例

[2]一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

(注)1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、一括徴収します。

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 年税額	140,000	(6~翌年5月分)
(イ) 徴収済額	35,600	(6~8月分)
(ウ) 未徴収税額	104,400	(9~翌年5月分)

↑ 普通徴収税額

理由のない普通徴収への切替は認められません。
※「異動の事由」が「9 特別徴収不可」の場合は、「普B~普E」のいずれかの理由を必ず選択してください。

月割額	円	を徴収し納入します。
フリガナ		
名称		
代表者の職氏名		

明和町役場税務課に月末までに届かない場合、翌月10日までに通知できないことがあります。明和町ホームページからもダウンロードできます。

御注意
4 3
2 1
宛名番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載し、前勤務先へ送付願います。
ただし、給与所得者の欄の個人番号は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、給与支払者の欄の個人番号は前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では下段(3)転勤等
よる特別徴収届出書(の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付していただきます。
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
※印の欄は届出者において記載する必要はありません。黄色の部分に記載するとともに、該当する口にチェックをしてください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

提出先 明和町役場 税務課
〒370-0795 群馬県邑楽郡明和町新里250番地1

※ 処理 事項	1 現年度	2 新年度	3 両年度
	コピー		

【1】異動があった場合は、速やかに提出してください。

届出先 XX年○月△日 明和町長	給(特別徴収義務者) 明和 昭子 (旧姓:)	所在地 群馬県邑楽郡明和町新里〇〇番地	郵便番号 370-0708	名称 株式会社 〇〇工業	代表者の職氏名 代表取締役 特徴 太郎	個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	特別徴収税額(年税額) 140,000	(イ) 徴収済額 6月分から9月分まで 35,600	(ウ) 未徴収税額 9月分から5月分まで 104,400	異動年月日 XX年8月31日	異動の事由 <input checked="" type="checkbox"/> 1 退職(普・障) <input type="checkbox"/> 2 転勤 <input type="checkbox"/> 3 合併 <input type="checkbox"/> 4 休職(育休等) <input type="checkbox"/> 5 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 6 死亡 <input type="checkbox"/> 7 会社解散・廃業 <input type="checkbox"/> 8 住所誤報 <input type="checkbox"/> 9 その他(特別徴収不可)
------------------------	-------------------------------	------------------------	------------------	-----------------	------------------------	---------------------------------------	------------------------	----------------------------------	------------------------------------	-------------------	---

税額通知書に記載されている指定番号・宛名番号を書いてください。	特別徴収義務者指定番号 9999999
	宛名番号 15
連絡者の係氏名並その電話番号	係氏名 人事労務課 明和 花子
	電話 0276-84-XXXX

一括徴収 記載例

異動後の未徴収税額の徴収	1 特別徴収 継続(転勤) 2 一括徴収 残税額を本人から徴収してまとめて納入 1月以降は必須 3 普通徴収 (本人が納付)
下段届出書(3)は新勤務先で記載	一括徴収した税額は 9月分(10月10日納期限分) で納入します。 一括徴収の場合は必ず記載してください。 (2)も記載してください。
	、明和町役場から本人あてに納付書 をします。

【2】一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

(注) 1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、一括徴収することが義務づけられています。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額
<input type="checkbox"/> 1 異動が令和 年12月31日までの間で、申出があったため (8月25日申出)	明和	9月20日	104,400
<input type="checkbox"/> 2 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため			
一括徴収できない理由(1/1~4/30の間の退職者等)			
<input type="checkbox"/> 1 5月31日までに支払われる給与又は退職手当等がない、又は未徴収税額より少ないため			104,400
<input type="checkbox"/> 2 その他 理由()			

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、
原則一括徴収が基本となります。

1月1日以降退職時までの給与支払金額	1,200,000
控除社会保険料額	60,000
退職手当等の支払額(支払予定額)	700,000
勤続年数	3

(注) 事業所及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替は、原則できません。

【3】 8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。

(ア) 年税額 140,000 (6~翌年5月分)
(イ) 徴収済額 35,600 (6~8月分)
(ウ) 未徴収税額 104,400 (9~翌年5月分)

↑ 一括徴収額 (納入額と同額)

新規、既存のどちらかにチェックをしてください。	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 既存 ※
特別徴収義務者指定番号	
連絡者の係氏名並その電話番号	係氏名 電話
経理責任者氏名	

御注意
1 宛名番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
2 転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段(1)の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
3 ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では下段(3)「転勤等」による特別徴収届出書(の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。黄色の部分に記載するとともに、該当する口にチェックをしてください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

提出先 明和町役場 税務課
〒370-0795 群馬県邑楽郡明和町新里250番地1

※ 処理 事項	1 現年度	2 新年度	3 両年度
	コピー		

[1]異動があった場合は、速やかに提出してください。

冠名番号	XX年○月△日 (届出先) 明和町長	給(特別徴収義務者)	所在地 郵便番号 370-0708 群馬県邑楽郡明和町新里〇〇番地
転動	フリガナ メイワ アキコ	代表者の職氏名 代表取締役 特徴 太郎	名称 株式会社 □□工業
再就職	氏名 明和 昭子 (旧姓:)	特別徴収税額(年税額)	特別徴収義務者指定番号 9999999
異動後の未徴収税額の徴収	生年月日 昭和60年4月1日	徴収済額 6月分 8月分まで	宛名番号 15
退職(普・障)	個人番号 012345678901	未徴収税額 9月分 5月分まで	人事労務課 明和 花子
転勤	1月1日現在の住所 邑楽郡明和町中谷〇〇番地	異動年月日 XX年8月31日	電話 0276-84-XXXX
合併	給与の支払を受けなくなった後の住所	異動の事由 <input checked="" type="checkbox"/> 1 退職(普・障)	係 人事労務課
3 普通徴収			氏名 明和 花子
退職(育休)			電話 0276-84-XXXX
5 長期欠勤			下段届出書[3]は新勤務先で記載
6 死亡			一括徴収した税額は
7 会			___月分(___月 ___日納期限分)
8			で納入します。
			(注)一括徴収の場合は必ず記載してください。 中段[2]も記載してください。
			後日、明和町役場から本人あてに納付書を送付します。

税額通知書に記載されている指定番号・宛名番号を書いてください。	特別徴収義務者指定番号 9999999
係 人事労務課	宛名番号 15
氏名 明和 花子	
電話 0276-84-XXXX	
異動後の未徴収税額の徴収	下段届出書[3]は新勤務先で記載
<input checked="" type="checkbox"/> 1 特別徴収継続(転勤)	一括徴収した税額は
<input type="checkbox"/> 2 一括徴収	___月分(___月 ___日納期限分)
<input type="checkbox"/> 3 普通徴収	で納入します。
	(注)一括徴収の場合は必ず記載してください。 中段[2]も記載してください。
	後日、明和町役場から本人あてに納付書を送付します。

[2]一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

(注)1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、一括徴収すること

一括徴収の理由	異動者印	給与又は

8月末で退職する給与所得者が、9月から新しい会社で特別徴収する場合。

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記入します。

明和町の特別徴収義務者指定番号がない場合は、「新規」に✓をして指定番号欄は空欄にします。

[3]転勤による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください。)

9月分から	給(特別徴収義務者)	所在地 郵便番号 370-0701 群馬県邑楽郡明和町南大島〇〇番地
月割額 10,600円	フリガナ カズシキガイシャシカクマル	代表者の職氏名 代表取締役 川俣 明雄
を徴収し納入します。	名称 株式会社 □□	特別徴収義務者指定番号 9999900
	連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係 経理課
	氏名	川俣 一郎
	電話	0276-84-XXXX
	経理責任者氏名	〇〇 和子

新規 <input type="checkbox"/> 既存 <input checked="" type="checkbox"/>
特別徴収義務者指定番号 9999900
係 経理課
氏名 川俣 一郎
電話 0276-84-XXXX
経理責任者氏名 〇〇 和子

明和町役場税務課に月末までに届かない場合、翌月10日までに通知できないことがあります。明和町ホームページからもダウンロードできます。

御注意
5 4 3
黒のボールペン又はペンで記載してください。
※印の欄は届出者において記載する必要はありません。黄色の部分に記載するとともに、該当する口にチェックを付けてください。
1 冠名番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
2 転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、給与支払者の個人番号は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
3 異なる特別徴収届出書の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収すること
5 黒のボールペン又はペンで記載してください。

給与支払者(特別徴収義務者)の所在地・名称変更届出書

提出先 群馬県邑楽郡明和町新里250番地1
〒370-0795 明和町役場 税務課

××年×月×日 (届出先) 明和町長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒 370 - 0708 群馬県邑楽郡明和町新里〇〇番地				特別徴収義務者 指定番号	9999999				
		フリガナ	カフシキガイシャ シカクシカクコウギョウ									
		名称	株式会社 □□工業				係	人事労務課				
		代表者の 職氏名	代表取締役 特徴 太郎				届出日が変更年月日以降であれば変更後の名称を、変更前であれば旧名称を記入します。					
		法人番号										

		変更前	変更後
変更事項	所在地(住所)	〒 -	〒 -
	フリガナ	マルマルコウギョウカフシキガイシャ	カフシキガイシャ シカクシカクコウギョウ
	名称 または 氏名	〇〇工業 株式会社	株式会社 □□工業
	電話番号	() -	() -

変更理由	① <input checked="" type="checkbox"/> 社名変更 ② <input type="checkbox"/> 所在地変更(登記変更有) ③ <input type="checkbox"/> 給与事務担当部署等の移転(登記変更無) ④ <input type="checkbox"/> 給与事務の統合 ⑤ <input type="checkbox"/> 法人化、または個人事業化 ⑥ <input type="checkbox"/> 分割 ⑦ <input type="checkbox"/> 合併(消滅会社の指定番号【 - 】) ⑧ <input type="checkbox"/> その他 [] ● ④～⑦に該当の場合は、原則として「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。	備考 変更理由や年月日等も記入します。
特別徴収義務者 指定番号 について	<input checked="" type="checkbox"/> 現在の指定番号を継続して使用する (合併時に新設会社が消滅会社の指定番号を引き継ぐことはできません) <input type="checkbox"/> 新給与支払者の指定番号【 - 】を使用する⇒「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 新規に指定番号を取得する⇒「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。	
変更年月日	令和 ×× 年 △ 月 〇〇 日	

明和町ホームページからもダウンロードできます

特別徴収税額通知の受取方法変更届出書

提出先 群馬県邑楽郡明和町新里250番地1
〒370-0795 明和町役場 税務課

年 月 日 (届出先) 明和町長	(特別 給与徴 収義務 者) (特別 給与支 払義務 者)	所在地	〒 -										eLTAX利用者ID		
		フリガナ											特別徴収義務者 指定番号		
		名称											連絡先	係	
		代表者の 職氏名												氏名	
		法人番号													

事 項		変 更 前 (旧)				変 更 後 (新)			
受 取 方 法	特別徴収 義務者用	<input type="checkbox"/>	電子データ (正本)	<input type="checkbox"/>	書面 (正本)	<input type="checkbox"/>	電子データ (正本)	<input type="checkbox"/>	書面 (正本)
	納税義務 者用	<input type="checkbox"/>	電子データ (正本)	<input type="checkbox"/>	書面 (正本)	<input type="checkbox"/>	電子データ (正本)	<input type="checkbox"/>	書面 (正本)
通知先e-Mail									

町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期特例に関する申請書

(宛先) 明和町長 年 月 日 提出	申 請 者	住所又は所在地							特別徴収義務者	
		氏名又は法人の名称 及び代表者氏名							指定番号	
		法人番号 <small>(個人事業主の場合、個人番号の記入は不要です。)</small>							担当者	氏名
									(連絡先)	電話

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	年 月分以後の納入に係る町民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額					
申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 (外は臨時雇用者に係るもの)	年 月	人	円	年 月	人	円
		外	円		外	円
	年 月	人	円	年 月	人	円
		外	円		外	円
	年 月	人	円	年 月	人	円
		外	円		外	円

現に町民税・県民税・森林環境税の滞納があり、又は最近において著しい納付若しくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由

この申請の日前1年以内に納期の特例の承認の取消通知を受けたことの有無及びその年月日	<input type="checkbox"/> 有	年 月 日	<input type="checkbox"/> 無
---	----------------------------	-------	----------------------------

※ 処 理 欄	処理区分	不承認の理由	※ 町 処 理 欄
	承認 不承認		

※欄は記入しないでください。

(裏)

<申請についての注意事項>

1 特別徴収税額の納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満（明和町外の在住者も含む。）であるものに限ります。

（注）「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期などに臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

(2) この特例の適用を受けた場合には、次に掲げる期間中の徴収に係る特別徴収税額は、それぞれ次の期限までに納入することになります。

6月～11月の徴収分	12月10日まで
12月～翌年の5月の徴収分	6月10日まで

(3) この特例の承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、その旨（「町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期特例の要件を欠いた場合の届出書」）を遅滞なく明和町長に届け出なければなりません。

2 注意事項

(1) 滞納や著しい納付遅延がある場合は、納期の特例の承認を受けられない場合があります。また、この承認を受けても、滞納や納付遅延をしますと、承認を取り消されることがありますので、ご注意ください。

(2) 特例の適用を受けようとする月の20日までにご提出をお願いします。（承認を受けた日の属する月から適用されます。）

町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期特例の要件を欠いた場合の届出書

(宛先) 明和町長 年 月 日 提出	届 出 者	住所又は所在地							特別徴収義務者	
		氏名又は法人の名称 及び代表者氏名							指定番号	
		法人番号 <small>(個人事業主の場合、個人番号の記入は不要です。)</small>							担当者	氏名
									(連絡先)	電話

町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたので、地方税法施行令第48条の9の11の規定により届出します。

(理由)

- 1 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため

事実の発生日 年 月 日 現在常時勤務者 人

- 2 その他

()

<注意事項>

納期の特例の承認を受けた後、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合は、この届出書を速やかに明和町長に提出してください。

年 月 日

ゆうちょ銀行・郵便局での納入にあたって

特別徴収税額の納入にあたり、ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、右の「指定通知書」に日付と店（局）名を記入して6月分納入の際に、納入先店（局）へ提出してください。

関東都県及び山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局をご利用される場合は「指定通知書」の提出は必要ありません。

また、ゆうちょ銀行・郵便局以外の金融機関を利用する場合も提出の必要はありません。

ゆうちょ銀行_____店長 様
_____郵便局長 様

群馬県明和町長



ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、明和町の町民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）の納入取扱店（局）に指定しましたのでご通知します。

- 1 口座番号 00140-7-960418
- 2 加入者名称 邑楽郡明和町会計管理者
- 3 取りまとめ局 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター